

○財務省告示第二十三号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し
 たので、その国債の名称等と併せて別表のとおり告示す
 る。

平成二十一年一月二十八日

財務大臣 中川 昭一

（別表）

年（変動・十	個人向け利付	年（変動・十	個人向け利付	年（変動・十	個人向け利付	年（変動・十	個人向け利付	年（変動・十	個人向け利付	国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
第十五回	第十三回	第十一回	第九回	第七回	第五回	第三回	第一回	第一回	第一回	個人向け利付 国庫債・五 年（固定・五	記号	総額面金額の	総買入価額の
九億三十三万九千四百八	九億二千七百二十九	十七億八千万七百五	円百一億二十六万五	円百七十三億四千七	百八十八億九千六	十八億二千四百八十	四千万九百七十一億	四千万九百七十一億	四千万九百七十一億	個人向け利付 国庫債・五 年（固定・五	記号	総額面金額の	総買入価額の
四五六三 十万千九 百七十五 千九百十 七十四 百十億	六五九二 万二千七 百三十七 千六百七 百十億	円四七 万億六 千六百九 百十	百一十九 億六千四 百七	十萬七 億三千四 百六	九一八 十萬億七 千八百四 百十	円四 千九百 百十四 億二	二千 四百八 十八 万億 七百	二千 四百八 十八 万億 七百	二千 四百八 十八 万億 七百	個人向け利付 国庫債・五 年（固定・五	記号	総額面金額の	総買入価額の

合	〃	〃	〃	〃
計				
	第二十三回	第二十一回	第十九回	第十七回
百二十六億四万三千七百七十円	円百四十九億四千七百七	十七万四千四百六	万二千八百七十九億	十四万六千六百四十六億
千億千四百五十万五千八百八十	六八四億八千三百五十七千	十万七千三百五十六	十万五千二百七十八億九	万九千六百三十三億五